

羽曳野市 報道提供資料

令和3年7月21日

(連絡先)
秘書課広報担当

職員の懲戒処分について

羽曳野市選挙管理委員会は、令和3年7月21日、同委員会事務局の職員について、次のとおり懲戒処分を行いましたので、公表します。

1. 処分日

令和3年7月21日

2. 被処分者

- | | | | | |
|-----|------------|----|-----|----|
| (1) | 選挙管理委員会事務局 | 局長 | 58歳 | 男性 |
| (2) | 選挙管理委員会事務局 | 次長 | 50歳 | 男性 |
| (3) | 選挙管理委員会事務局 | 主事 | 37歳 | 男性 |

3. 処分内容

- | | | | |
|-----|------|---------|-------------------------------------|
| (1) | 懲戒処分 | 戒告 | (根拠法令・地方公務員法第29条第1項第2号) |
| (2) | 懲戒処分 | 戒告 | (根拠法令・地方公務員法第29条第1項第2号) |
| (3) | 懲戒処分 | 減給10分の1 | 3か月
(根拠法令・地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号) |

4. 事案概要

選挙管理委員会事務局内において、被処分職員(3)が、上司や同僚に対して暴言や威圧的な言動を繰り返して行っていた。

その行為に対して被処分職員(1)(2)は管理職として職場の管理監督をする立場であるにもかかわらず、適切な注意、指導を怠り、職場に混乱を招くことになった。

5. 処分理由

(1)(2) 管理職の職にありながら、管理職として適切に対応すべき職務上の義務を怠り、職場に混乱を招く結果になったことは、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていたものである。

(3) パワー・ハラスメントと認められる言動により、複数の職員に精神的な苦痛や不安感・恐怖感を与えていたこと、および上司に対する暴言を繰り返し、職場内秩序を乱していたことについては、地方公務員としての倫理性を欠く重大な非違行為と言わざるを得ないものである。